

改正理由	一部改定	
	現	行
	改	定
<p>第1章 測量業務積算基準  第1節 測量業務積算基準  1-3 測量業務費  1-3-2 測量業務費構成費目の内容  1. 測量作業費</p> <p>(2) 間接測量費  間接測量費は、動力用水光熱費、その他の費用で、直接測量費で積算された以外の費用及び登記記録調査（登記手数料は含まない）、図面トレース等の専門業に外注する場合に必要な間接的な経費、業務実績の登録等に要する費用、オンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料）、PC等の標準的なOA機器費用（BIM/CIMに関するライセンス費用を含む）、熱中症対策費用である。  なお、間接測量費は、一般管理費等を合わせて、諸経費として計上する。</p>		<p>第1章 測量業務積算基準  第1節 測量業務積算基準  1-3 測量業務費  1-3-2 測量業務費構成費目の内容  1. 測量作業費</p> <p>(2) 間接測量費  間接測量費は、動力用水光熱費、その他の費用で、直接測量費で積算された以外の費用及び登記記録調査（登記手数料は含まない）、図面トレース等の専門業に外注する場合に必要な間接的な経費、業務実績の登録等に要する費用、オンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料）、PC等の標準的なOA機器費用（BIM/CIMに関するライセンス費用を含む）、熱中症対策費用（<u>作業員個人に対する費用</u>）である。  <u>また、主に現場の施設や設備に対する熱中症対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を行うものとする。積み上げ計上を行う場合は、熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）と重複がないことを確認するものとする。</u>  なお、間接測量費は、一般管理費等を合わせて、諸経費として計上する。</p>

改正理由	一部改定	
	現	行
		改 定
<p>第1章 地質調査積算基準  第1節 地質調査積算基準  1-2 地質調査業務費  1-2-2 地質調査業務費構成費目の内容  (1) 一般調査業務費  1) 純調査費</p> <p>(ハ) 業務管理費  業務管理費は、純調査費のうち、直接調査費、間接調査費以外の経費であり、土質試験等の専門調査業に外注する場合に必要となる経費、業務実績の登録等に要する費用、事務職員の人件費、オンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料）、PC等の標準的なOA機器費用（BIM/CIMに関するライセンス費用を含む）、熱中症対策費用を含む。  なお業務管理費は、一般管理費等と合わせて諸経費として計上する。  また、業務管理費は諸経費率算定の対象額としない。</p>		<p>第1章 地質調査積算基準  第1節 地質調査積算基準  1-2 地質調査業務費  1-2-2 地質調査業務費構成費目の内容  (1) 一般調査業務費  1) 純調査費</p> <p>(ハ) 業務管理費  業務管理費は、純調査費のうち、直接調査費、間接調査費以外の経費であり、土質試験等の専門調査業に外注する場合に必要となる経費、業務実績の登録等に要する費用、事務職員の人件費、オンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料）、PC等の標準的なOA機器費用（BIM/CIMに関するライセンス費用を含む）、熱中症対策費用（<u>作業員個人に対する費用</u>）を含む。  <u>また、主に現場の施設や設備に対する熱中症対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を行うものとする。積み上げ計上を行う場合は、熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）と重複がないことを確認するものとする。</u>  なお業務管理費は、一般管理費等と合わせて諸経費として計上する。  また、業務管理費は諸経費率算定の対象額としない。</p>

改正理由	一部改定	
現 行		改 定
<p>第1章 土木設計業務等積算基準  第1節 土木設計業務等積算基準  1-2 業務委託料  2. 業務委託料構成費目の内容</p> <p>ロ 間接原価  (イ) 間接原価  当該業務担当部署の事務職員の人件費および福利厚生費、水道光熱費等の経費、オンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料）、PC等の標準的なOA機器費用（BIM/CIMに関するライセンス費用を含む）とする。</p> <p>※その他原価は直接経費（積上計上するものを除く）及び間接原価からなる。</p>		<p>第1章 土木設計業務等積算基準  第1節 土木設計業務等積算基準  1-2 業務委託料  2. 業務委託料構成費目の内容</p> <p>ロ 間接原価  (イ) 間接原価  当該業務担当部署の事務職員の人件費および福利厚生費、水道光熱費等の経費、オンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料）、PC等の標準的なOA機器費用（BIM/CIMに関するライセンス費用を含む）、<u>熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）</u>とする。  <u>また、主に現場の施設や設備に対する熱中症対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を行うものとする。積み上げ計上を行う場合は、熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）と重複がないことを確認するものとする。</u></p> <p>※その他原価は直接経費（積上計上するものを除く）及び間接原価からなる。</p>

改正理由	一部改定	
	現	行
		改 定
<p>第1章 調査，計画標準歩掛 第2節 洪水痕跡調査業務 2-3 業務費構成費目の内容</p> <p>(2) 間接調査費 間接調査費は，動力用水光熱費，その他の費用で，直接調査費で積算された以外の費用及び図面トレース等の専門業に外注する場合に必要となる間接的な経費，業務実績の登録等に要する費用，オンライン電子納品に要する費用，情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料），PC等の標準的なOA機器費用（BIM/CIMに関するライセンス費用を含む），熱中症対策費用である。なお，間接調査費は一般管理費等を合わせて諸経費として計上する。</p>		<p>第1章 調査，計画標準歩掛 第2節 洪水痕跡調査業務 2-3 業務費構成費目の内容</p> <p>(2) 間接調査費 間接調査費は，動力用水光熱費，その他の費用で，直接調査費で積算された以外の費用及び図面トレース等の専門業に外注する場合に必要となる間接的な経費，業務実績の登録等に要する費用，オンライン電子納品に要する費用，情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料），PC等の標準的なOA機器費用（BIM/CIMに関するライセンス費用を含む），熱中症対策費用<u>（作業員個人に対する費用）</u>である。 <u>また，主に現場の施設や設備に対する熱中症対策に関する費用については，対策の妥当性を確認の上，積み上げ計上を行うものとする。積み上げ計上を行う場合は，熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）と重複がないことを確認するものとする。</u> なお，間接調査費は一般管理費等を合わせて諸経費として計上する。</p>

改正理由	一部改定	
	現	行
<p>第1章 調査，計画標準歩掛</p> <p>第5節 水文観測業務</p> <p>5-1 水文観測所保守点検業務積算基準（案）</p> <p>5-1-3 価格構成費目の内容</p> <p>(2) 間接調査費</p> <p>間接調査費は，動力用水光熱費，その他の費目で，直接調査費で積算された以外の費目及びオンライン電子納品に要する費用，情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料），PC等の標準的なOA機器費用（BIM/CIMに関するライセンス費用を含む），熱中症対策費用である。なお，間接調査費は一般管理費等を合わせて諸経費として計上する。</p> <p>5-1 水文観測所保守点検業務積算基準（案）</p> <p>5-2-3 価格構成費目の内容</p> <p>(2) 間接調査費</p> <p>間接調査費は，動力用水光熱費，その他の費目で，直接調査費で積算された以外の費目及びオンライン電子納品に要する費用，情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料），PC等の標準的なOA機器費用（BIM/CIMに関するライセンス費用を含む），熱中症対策費用である。</p> <p>なお，間接調査費は一般管理費等を合わせて諸経費として計上する。一般管理費等と合わせて諸経費として計上する。</p>		<p>第1章 調査，計画標準歩掛</p> <p>第5節 水文観測業務</p> <p>5-1 水文観測所保守点検業務積算基準（案）</p> <p>5-1-3 価格構成費目の内容</p> <p>(2) 間接調査費</p> <p>間接調査費は，動力用水光熱費，その他の費目で，直接調査費で積算された以外の費目及びオンライン電子納品に要する費用，情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料），PC等の標準的なOA機器費用（BIM/CIMに関するライセンス費用を含む），熱中症対策費用（<u>作業員個人に対する費用</u>）である。</p> <p><u>また，主に現場の施設や設備に対する熱中症対策に関する費用については，対策の妥当性を確認の上，積み上げ計上を行うものとする。積み上げ計上を行う場合は，熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）と重複がないことを確認するものとする。</u></p> <p>なお，間接調査費は一般管理費等を合わせて諸経費として計上する。</p> <p>5-1 水文観測所保守点検業務積算基準（案）</p> <p>5-2-3 価格構成費目の内容</p> <p>(2) 間接調査費</p> <p>間接調査費は，動力用水光熱費，その他の費目で，直接調査費で積算された以外の費目及びオンライン電子納品に要する費用，情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料），PC等の標準的なOA機器費用（BIM/CIMに関するライセンス費用を含む），熱中症対策費用（<u>作業員個人に対する費用</u>）である。</p> <p><u>また，主に現場の施設や設備に対する熱中症対策に関する費用については，対策の妥当性を確認の上，積み上げ計上を行うものとする。積み上げ計上を行う場合は，熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）と重複がないことを確認するものとする。</u></p> <p>なお，間接調査費は一般管理費等を合わせて諸経費として計上する。一般管理費等と合わせて諸経費として計上する。</p>

改正理由	一部改定	
	現	行
<p>第1章 調査、計画標準歩掛</p> <p>第5節 水文観測業務</p> <p>5-1 水文観測所保守点検業務積算基準（案）</p> <p>5-3-3 価格構成費目の内容</p> <p>(2) 間接調査費</p> <p>間接調査費は、動力用水光熱費、その他の費目で、直接調査費で積算された以外の費目及びオンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料）、PC等の標準的なOA機器費用（BIM/CIMに関するライセンス費用を含む）、熱中症対策費用である。なお、間接調査費は一般管理費等を合わせて諸経費として計上する。</p> <p>5-1 水文観測所保守点検業務積算基準（案）</p> <p>5-4-3 価格構成費目の内容</p> <p>(2) 間接調査費</p> <p>間接調査費は、動力用水光熱費、その他の費目で、直接調査費で積算された以外の費目及びオンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料）、PC等の標準的なOA機器費用（BIM/CIMに関するライセンス費用を含む）、熱中症対策費用である。なお、間接調査費は一般管理費等を合わせて諸経費として計上する。</p>		<p>第1章 調査、計画標準歩掛</p> <p>第5節 水文観測業務</p> <p>5-1 水文観測所保守点検業務積算基準（案）</p> <p>5-3-3 価格構成費目の内容</p> <p>(2) 間接調査費</p> <p>間接調査費は、動力用水光熱費、その他の費目で、直接調査費で積算された以外の費目及びオンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料）、PC等の標準的なOA機器費用（BIM/CIMに関するライセンス費用を含む）、熱中症対策費用（<u>作業員個人に対する費用</u>）である。  <u>また、主に現場の施設や設備に対する熱中症対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を行うものとする。積み上げ計上を行う場合は、熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）と重複がないことを確認するものとする。</u></p> <p>なお、間接調査費は一般管理費等を合わせて諸経費として計上する。</p> <p>5-1 水文観測所保守点検業務積算基準（案）</p> <p>5-4-3 価格構成費目の内容</p> <p>(2) 間接調査費</p> <p>間接調査費は、動力用水光熱費、その他の費目で、直接調査費で積算された以外の費目及びオンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料）、PC等の標準的なOA機器費用（BIM/CIMに関するライセンス費用を含む）、熱中症対策費用（<u>作業員個人に対する費用</u>）である。  <u>また、主に現場の施設や設備に対する熱中症対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を行うものとする。積み上げ計上を行う場合は、熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）と重複がないことを確認するものとする。</u></p> <p>なお、間接調査費は一般管理費等を合わせて諸経費として計上する。</p>